

営繕系工事における「入札時積算数量書活用方式」の実施

令和5年5月1日～
山口県土木建築部建築指導課
住宅課

入札時積算数量書活用方式

概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを**契約事項**とする。

- ・令和5年5月1日以降に入札公告又は指名通知する営繕系工事（解体工事は対象外）

【入札公告時等公開資料】

【設計図書】

図面

仕様書

現場説明書

入札公告又は入札情報
詳細は、入札条件及び指示事項
「入札時積算数量書活用方式」の対象
工事である旨を明記し、「**入札時積算
数量書**」を添付



入札参加者

工事費内訳書

入札参加者は、発注者
が示す**入札時積算数量
書の積算数量**を活用

入札時積算数量
書を契約書に位
置づけ
(参考資料ではな
い)

【工事請負契約書】

【設計図書】

図面

現場説明書

仕様書

質問回答書

【工事請負契約書】

第18条の2

「**入札時積算数量
書**」に疑義が生じた
場合の確認の請求、
受発注者の協議、訂
正等について明記

第18条の2第2項

前項(受注者からの確認の請求)は、**入札時積算数量書**における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した**工事費内訳書**における当該数量が同一であると確認できた場合のみに行うことができる